

化審法に規定する第一種特定化学物質を
器具・容器包装の原材料として使用してはならない旨を規定することについて（案）

1. 経緯及び趣旨

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、販売の用に供する器具若しくは容器包装等に係る規格又は基準（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。
- 器具・容器包装の規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）で規定されており、材質別規格等によるネガティブリストでの規制や合成樹脂を対象としたポジティブリスト等を設けている。そのことを背景に、化学物質全般を規制している化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）では、食品用の容器包装については、関連する規制を適用除外とされている（参考資料1-2、化審法第55条）。
- 一方、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質について、化審法第2条第2項に第一種特定化学物質として規定され、その国内製造、輸入、製品の製造のための使用等は原則禁止されている。食品用の器具・容器包装も工業製品であることから、化審法が適用されるその他の用途の製品と原材料や製造工程が共通している場合も多いところ、第一種特定化学物質を食品用の器具・容器包装の原材料として使用すべきではないと考えられる。
- 食品用の器具・容器包装の用途のために、第一種特定化学物質を使用した原材料を用いて製造している製品の情報はなく、平成30年の食品衛生法の一部改正により導入されたポジティブリスト制度（合成樹脂が対象）においても、制度施行日である令和2年6月1日より前から使用されている物質のリストには第一種特定化学物質は収載されていない。
- ポジティブリスト制度の対象となっている合成樹脂と制度の対象となっていない合成樹脂以外の材質の区別なく、食品用の器具・容器包装の原材料として、第一種特定化学物質を使用できなくするための必要な規制を検討する必要がある。

2. 対応（案）

- 食品用の器具・容器包装の原材料として第一種特定化学物質を使用できないこととする規定を、食品、添加物等の規格基準第3 器具及び容器包装の部 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格に追加してはどうか。

【追加する規定のイメージ】

<u>器具又は容器包装には、第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質をいう。）を原材料として用いてはならない。</u>
--

3. 今後のスケジュール（案）

- 食品安全委員会の意見を踏まえた後、パブリックコメントの上、告示改正の手続きを行う（令和7年春頃を予定）。